

石炭対策特別委員會議録第十一号

昭和三十三年三月八日(金曜日)

午前十時六分開議

出席委員

委員長 上林山榮吉君

理事有田 喜一君 理事岡本 茂君

理事神田 博君 理事始関 伊平君

理事岡田 利春君 理事多賀谷眞裕君

理事中村 重光君

安藤 覺君 宇野 宗佑君

浦野 幸男君 小沢 辰男君

木村 守江君 久保田円次君

倉成 正君 白濱 仁吉君

周東 英雄君 中村 幸八君

井手 以誠君 滝井 義高君

松井 政吉君 伊藤卯四郎君

出席國務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君

通商産業大臣 福田 一君

労働大臣 大橋 武夫君

出席政府委員

内閣法制局長官 林 修三君

通商産業政務次官 廣瀬 正雄君

通商産業事務官 (石炭局長) 中野 正一君

通商産業事務官 (鉱山保安局長) 八谷 芳裕君

労働事務官 (職業安定局長) 三治 重信君

三月八日

委員有馬英治君、藏内修治君、齋藤邦吉君、澁谷直藏君及び濱田正信君

辞任につき、その補欠として安藤覺君、久保田円次君、小沢辰男君、浦野幸男君及び宇野宗佑君が議長の指

名で委員に選任された。

同日

委員安藤覺君、宇野宗佑君、浦野幸男君、小沢辰男君及び久保田円次君辞任につき、その補欠として有馬英治君、濱田正信君、澁谷直藏君、齋藤邦吉君及び藏内修治君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三号)炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

○上林山委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案及び炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案を議題として、前會に引き続き質疑を行ないます。質疑の通告がありますので、これを許します。伊藤卯四郎君。

○伊藤(卯)委員 きようは池田総理に四つの問題について質問をしたいと思ひます。

第一点は、総合エネルギーを強力に

調整、指導して、国の産業經濟の目的に一〇〇%沿わして行く、ところが現在にはもちろん、將來のために、今日のような状態のままにしておいたのでは、とうていその目的を達成していくことは不可能であると思ひますので、この点について總理にお伺いをするのであります。まず、その御答弁を願う前に、石炭問題について少し總理にお聞き取りを願っておきたいと思う点がござります。

それは、現在のようにエネルギー界を、また特に石炭と油の混乱状態をこのままにしておいたのでは、とても産業經濟目的を達成していくことは不可能でござります。ところが、三十四年度以來政府が石炭問題に対して示しました点に対して、炭鉱側は一〇〇%の協力をしてくれておると私は信じています。

たとえば炭鉱は在籍者一人当たり一カ月の出炭能力を二十四トンに増産せよ、そして炭価を三十八年まで五カ年間に千二百円値下げしろ、それについては毎年二百五十円ずつ値下げをしなればならぬぞ、こういうことを指示されております。これに対して炭鉱経営者はもちろん労働者側も、身を切るような思いでこれに協力してその目的を達成してきておるとは、總理も御存じの通りであります。ところが、石炭生産に必要な機材はもちろんのこと、電力、輸送、そういうものがとめどもなくどんどん値上がりをしてきつ

つある中に、この五年間に千二百円の値下げがいかに炭鉱側にとって辛かつ

たかというところは申すまでもありません。そういう点から、炭鉱労働者にもそれがしわ寄せをされます。従つて、炭鉱労働者の賃金の安いこと、また諸待遇の悪いこと、それから大手炭鉱以外の中小などに行きますと、十年、二十年働いておつても退職金は一文ももらえない、こういうところなどの相当あることも、總理は御存じだと思ひます。そういうような辛い思いをしなから、この政府の示した方針に、炭鉱側は協力してきておるわけでござります。こういう点から見ても、炭鉱側がいかにかこの四、五年間苦しい状態を続けてきておるかというところは、現在ほとんどどつていいていくらくらい炭鉱は赤字でござります。特に炭労に参加をしておるところのその経営者、そういうところは全部赤字だといつてもいいと思つております。でありますから、炭鉱の経営が非常に苦しいというところから、最近炭鉱経営者は、みずから経営しないで、これを第二会社に落とす。第二会社に落としますと、不思議に、会社がやつておつた当時より一カ月に十二、三トンくらい炭がよけい出ている。でありますから、会社は直営すれば赤字になるが、第二会社に落として炭だけとれば黒字になる。こういうところから、第二会社に落とすといふことが最近非常に流行されてきておるわけです。こういう点は私は、これは経営者の指導性も弱体化だが、労働組合の協力の足らぬことも認めなければならぬ、こう思つております。こういう

う点に対して、政府の方ではこの労使關係に対して指導というものをほとんどやられてないわけです。だから、これは池田總理がよく言われておる人づくりという面において、やはり経営者はもっと強くなければならぬ、それから労働組合ももっと協力的でなければならぬというような点等についても、労使のあり方などについても、政府はある指導を指示する必要があるんじゃないか。というのは、たとえば能力を上げる、単価を下げるということを指示しているのですから、ついでには経営に対してはこうあるべきであるということなども、私はやはりやらねばならない。あるだろう、こう思つております。そういう点に対しては、全然指示をされておられません。

そこで今後の問題ですが、有沢調査團の答申を政府が石炭対策として炭鉱側に示されるわけでありますが、これを受け取つてやる経営者、労働者は、私は容易でないと思つております。というのは、油と石炭は御存じの混乱状態に陥つておると、そこへ持つてきて通産省では、油の輸入に対して百三十万キロリットルを百五十万キロリットルも多く入れ、しかもその外貨割当が足らなくなつてきておると。それで十二月に一月、二月分を食い込んでしまつておると。あるいはまた四月、五月分まで食い込んで、スリッページを出してやつておると。そういうように油をどんどん計画以上に入れておられますから、そういう点から私は、有沢調査團が出

しておる五千五百万トンあるいは五千二百萬トン論が出てくる結果になっておる、こう思う。これは私はやはり通産省が油をあまり入れ過ぎて、そういう混乱状態をえて通産省側から引き起こしたと言つても過言でない、こう思つております。そういう点から、今のままにしておいたのでは、とてもエネルギー界を今後安定化していくことは不可能だ、そういうところから、与党の幹部の人々の中にも、また与党の委員の中からも、先日は神田委員からも総理に質問したと思つておられますが、このままじゃいかぬ、だから燃料省をつくらうかというようになつて、なども質問をされておるようでございます。そういう点から見まして、やはりエネルギー界を日本の産業経済の発展のために、国民生活に寄与するために、これはやはり現状のままでではやつていけませんから、従つてこのエネルギー界の調整、あるいは強力な指導をして、そして安定性を維持しない限りにおいては、このエネルギー界をして日本の産業に貢献することはとても不可能だ。たとえば昭和四十五年になりますと、今のエネルギーの消費量が三倍にあふえるという事は、通産省側でも認めておるに私は思つております。そういうふうなことをいさますのに、石炭だけは減つていく。一体そういう状態をどういうようにされるつもりか。でありますから、やはり油を幾らにする、石炭を幾らにする、火力、水力の電力を幾らにする、あるいはガスを幾らにする、そういう数量の組み合わせ、調整、それから価格についての安定性、こういうものをどこかできめられなければ、この混乱を救う

ことはできません。いわんや、通産省の中にあれだけたくさん局がありまして、このエネルギーを取り扱つておる局は二つか三つしかありません。その二つ、三つの局同士がまた争ひ合ひをしておる。エネルギーを取り扱つておる局が、他の局はエネルギーを使つておる局から、そういう多くの局からまじり扱ひをされておる。こういう状態で、日本の産業経済、国民生活の全体に重大な役割、使命を持つておるエネルギー界をこのままの形で放置されておくといいことは、およそ常識のある政治としては考えられぬと思つて、この点について総理の、今後どうしていくという点についての所信、それから信念を一つ明確にお聞かせおきを願ひたい、こう思つております。

○池田国務大臣 石炭業界は、お話しを通り、過去数年にわたつて非常な苦難の道をたどつてきたのであります。その原因は、いわゆる燃料革命の結果と私は思ひます。従つて今後のエネルギー政策をどういうようにしていくかという問題につきましましては、通産省に産業全般の調査会を置き、エネルギー部会で検討しておるのであります。従いまして、今後電力、石油あるいは石炭、ガス等の問題につきましましては総合的に検討して、お話の趣旨に沿うように努力しなければなりません。今直ちに燃料省というものを設けてやるといふことは、かえつて調整がつかなくなつて、今の制度よりも必ずしも改善されると私は考えておりません。やはり産業全般の一つの部門であり、産業全体から考えなければならぬ問題です。今までの行政の運営、その他につきましまして強化はいたしますが、機構に

ついてどうこうという考えは、ただいまのところ持つておりません。

○伊藤(卯)委員 それでは、今私がするところあるべきであるという点について伺つたのであります。池田総理は、エネルギーの強力な調整機能をつくつて、そこでエネルギーの安定性を国が指導していかう、そういう点については全然お考えでない、従来のままではないかというお考えですか、いや、それは別として、とにかく少なくともエネルギーの安定性のために調整指導する、そういう国家機関が必要であるというお考えですか、どうですか。

○池田国務大臣 通産省のもとにおきまして従来通りやつて参りますが、御承知の通り、産業構造調査会というものを設けまして、そのうちにエネルギー部会というものを設けております。このエネルギー部会を強化拡充し、そしてもつと権威あるものにすし、いわゆる行政運営についての強化手段は私はとるべきだと思ひますが、新たに別の省とかなんとかいうことは考えていない、こういうことでございます。

○伊藤(卯)委員 私の考えておること、質問しておることと総理の答弁とは、天地ほど開きがあるやうな気がするわけですね。今おっしゃる、通産省のもとに從來つくられてあるという、エネルギーのそういう一つのあんなばい機関というやうなものではだめだということ、すでに今日の油と石炭の混乱状態を見て明らかなんです。それから、私はこれを強化されない限りにおいては、私はこの調整をはかりつつ安定性を維持されるということとは不可能だ

と思ひますが、その点についてもう一回。現状がすでにうまくいっていないのです。油だつて、今私が申し上げる通り、たとえば小口の油に対しては値上げを要求している、電力のC重油に對しては三百円の値下げをなしている。それから、予定外貨以外のものでもちやくちやに入れておる。そして石炭五千五百万トンが五千二百萬トンも不可能である、こういう状態に陥れておるのですから、従来のままでだめだといふことはきわめて明らかなんです。こういう点について、総理は十分御存じになつておらぬかどうか知りませんが、通産大臣は私はおそらく御存じだと思ふ。こういう点について、と現実的に即応してエネルギー界の安定性を保つていかれるといふことは、これはあに石炭問題ばかりを私は言つてゐるのじゃありません。そういう点について、私は、もつと真剣に対策を立ててもらいたいといふことを要請いたしておきます。

○池田国務大臣 あなたのお話と私の話は、そう違つていないと思ひます。機構をやるよりも、行政運営につきましてもつと強力に、そしてエネルギーを総合的に考えて強力な措置をとるやうな行政運営は考えていく。従つて、エネルギー部会の強化拡充等々いろいろな点があると思ひます。その点は私はあなたと同感でございます。ただ機構は設けない、行政運営につきましても十分御意見の点を実現するように努力したい、こういうことではあります。

○伊藤(卯)委員 今の答弁でやや接近したやうな氣もいたします。その点、今おっしゃつたやうに、強力ななすう

う調整機関を行政機構の上でやつて、今の混乱状態を解決されるように要望いたしておきます。

次は火力発電の問題です。おとしの国会中でございしましたが、私も野党あるいは炭鉱労働組合代表とに、池田総理は、石炭問題の解決については心を新たに思ひ切つてやる、それと同席されておつた関係閣僚に対して、君たちはよろしいか、そのつもりでやれといふことを非常に強く要請されたことを知つております。その後閣僚大臣は炭鉱地区に続々と乗り込まれたわけでした。ところが炭鉱地区に來られた関係大臣は、申し合はれたやうに、炭田地区に火力発電をつくるということを非常に強く言われ、そういう点から地元側ではかなりこれを喜び、期待をしておつた。ところがその後電力会社から炭田地区火力発電建設は反対、揚地につくるべきだ、こういう意見が非常に出てきまして、政府の方ではどうもしゅんとされたやうな形で、どつちとも軍配が振れないままきておるやうでございます。火力発電側にあつて、産炭地につくつて需用地に送電線を送るといふことは、その工事費がべらぼうにかかると、従つて料金が高くなるからいかぬといふことが理由のやうでございます。その点、われわれもわかりました。でありますから、火力発電を電力会社がつくるとは、その送電線に工費がたかさんかかつてなかなか困難だといふのなら、むしろ電源開発にやります。たとえば今九州の若松に、御存じのやうに三十萬を二つづくるのです。そういうことで今やつています。ところが今度、電力会社がその向

こうを張って、何か山口県の方につくるとかなんとかいう話も聞いております。これは私はまことに無統制なことだと思ひますので、火力発電会社が産炭地につくことをきらうのなら、むしろ電源開発に産炭地に大きいのをつくらして、それを超高压送電で需用地に送る。御存じのように、電源開発はいわば国策会社、従って超高压の送電を一つ国がやる、たとえば国が国道をつくって、輸送と地方開発とに力を入れております。これと同じように、超高压の送電線を国がやって、その電力を電力会社に売る、こういう一つの国策として国がみずからやるということであれば、そういう問題が解決するのじやないか、私はこう思ひます。これが石炭問題、産炭地問題、そういう問題を解決する上について、また長い目で見る国の産業経済に電力を供給する、その便益を与えてやる上について、私は考えるべき一つのことであると思ひますが、この点について総理のお考えを伺ひたい。

○池田国務大臣 あなたの考えは、私が前に通産大臣をしておるときに考えたことと同じでございます。問題は、送電線の問題でございます。そして送電線は、たとえば四十万ボルトのあれでいけるのなら、相当安くつきます。しかし、日本では四十万ボルトの試験も何もしない。外国ではもうやっております。それをまたまた二年あるいは三年ぐらゐ前から、中央電力研究所で始めております。私はこれが実現すれば、あなたのお考えも実際問題として浮かんできるといふか。私は、その方法がいいということはもう三、四年も前から実は考へて

おつた。いかんせん、それだけの試験のあれもございせん、今それに向かつて進んでおるのでございせん。一、二年で私はできるのじやないかと思ひます。

○上林山委員長 伊藤君に申し上げますが、時間の関係でもう一問だけお願いいたします。

○伊藤(卯)委員 委員長に申し上げますが、大体、総理のおいでになるのが七分おくれで参りました。それは、委員長もお含みになっておられると思ひます。従って、委員長のおっしゃることは十分心得ながら、もう一問にしまして御質問申し上げることにします。

産炭地の振興問題について、これはもう政府側でも、いやというほど地元側から陳情を受けております。炭鉱のなくなつたあとに、炭鉱にとつてかわる何かをつくつてもらいたいというところは、これは御存じの通りです。そこで私のお聞きしたいと思ひますのは、産炭地に民間事業を誘致するといつたて、これはやはり条件が整わなければならぬ。これはなにかきつてくれませんか、そこで、国の直営事業というものをできるだけ持つていったらどうか。たとえば専売局の工場、あるいは国鉄の被服工場、あるいは自衛隊の被服工場、あるいは造幣局、こういうようなことなど、かなり地元側で、それぞれの局に運動しておるようですが、聞いてみますと、それぞれの関係局では、自分らが勝手に動くわけにはいきません、閣議でも政府の方針としてそういうことがきめられれば、自分らはそれを心得て、その点に努力ができる、だからまず政府の方針で一つ、閣議決定をして

方針を指示してもらいたい、こういうことを言っているというをよく聞いております。でありますから、やはり産炭地振興に国がそこまで、直営事業などを現地へ持つていってやっておるという姿を見れば、民間の協力というものも、おのずから刺激されてくることも考えられます。さらに、御存じのように北九州は、従来の五市が合併して今度北九州市になったわけですから、北九州市のごときも、大工業地帯としてこれを建設するためには、二年後にはもう水が一日に九万トン足らぬ。昭和四十五年には一日約五十万トン近くの水が足らぬ。これを解決しなければ、北九州の大工業地帯の建設ができない、また合併の意味もないといつております。従って、北九州合併市と今度は筑豊炭田と、これはいわば一心同体である、将来これは一つの市になる可能性もあると思うのであります。国はまた、北九州総合開発という大きな方針をきめられておられます。これが従来のようにばらばらではどうもできなかったけれども、今度五市が合併して、そして筑豊炭田まで包容しようかというところになってきつたから、これがやはり一体になって、北九州工業地帯の延長地帯として計画される。国が総合開発計画等を持つておるから、これと一緒にする。そういうことで水の問題、あるいは道路の問題、あるいはボタ山の海岸埋め立ての処理の問題等を考えられるということになれば、おのずから産炭地問題といふのは相当大きく解決されてくるのではな

いか。同時に、それだけのものを興されてくれば、炭鉱離職者の問題も、現地で相当就労することができるようにはないか。この点は一挙に幾つかの得も現われてくると思ひますから、こゝうな点は、北九州五市が合併した大都市とあわせて、たまたま産炭地区との関係において絶好の機会と思ひますから、そういう点について総理の、どの程度御意見を伺えるかわかりませんが、せうけれども、非常に大きな一つの計画としてやべき事業じやないかという点等について、十分お考えを願ひたいというところが一つでございます。

それから、さらに、一緒に伺ひますのが、離職者の問題、これもこまかい問題については、それぞれ同僚各委員から論議をされておりますから、私は重複を避ける意味において多くを申し上げませんが、これも今申し上げたように三公社五現業、これらのところに炭鉱離職者を入れてくれという運動が相当行なわれております。これもやはり関係方面から伺つてみますと、政府が閣議決定というのか、そういう一つの政府の統一した方針として、炭鉱離職者をこの三公社五現業に、あるいは国の機関にこれこれ入れようというやうなこと等が指示されてくれば入れやすい。それからこれら三公社五現業の毎年の自然減耗といふんです、こゝうう人々が、やはり年間一百万も二百万もあるわけでございます。この補充の意味において、これは政府がやるうとされればできるわけでございます。こゝういう点について、やはり政府直営機関に炭鉱離職者をそういうことである程度入れるということになれば、民間の協力も仰ぎやすいのではな

いか。同時に、それだけのものを興されてくれば、炭鉱離職者の問題も、現地で相当就労することができるようにはないか。この点は一挙に幾つかの得も現われてくると思ひますから、こゝうな点は、北九州五市が合併した大都市とあわせて、たまたま産炭地区との関係において絶好の機会と思ひますから、そういう点について総理の、どの程度御意見を伺えるかわかりませんが、せうけれども、非常に大きな一つの計画としてやべき事業じやないかという点等について、十分お考えを願ひたいというところが一つでございます。

炭鉱離職者を、自然減耗の埋め合わせにできるだけ入れてやる、政府みずからそういう方針をとって、民間に協力を仰ぐようにすること等は、この解決の上において一つの非常に大きな道ではなからうかという気がしますが、こゝういう点についてのお考え、この二つの点をあわせてお伺ひをしておきたいと思ひます。

○池田国務大臣 御質問の第一点の産炭地振興の問題でございますが、御承知の通りもう三、四年前から、実は北九州は水の問題があるものであります。昭和三十三年にも、なかなか困つたやうな状況でございます。従って、遠賀川の水利利用をどうするかという問題、また、ひいては筑後川の水を北九州へ引く問題等々、今も検討を続けております。一昨日も私は、直方の市長さんその他と会ひました。今困地をつくつていて、そして工場を誘致したい。これはけつこうでございますが、やはり水の問題というものは、もう北九州でどうしても考えなければならぬ問題であります。私は固地作成ということには賛成しておきました。また、内閣の方でも、お話の通り、別府の自衛隊を北九州へ移すべしということは、自分でも発言したやうな状況でございます。また、専売公社の方にも考へてもらひよう、また大蔵省にも、造幣局の工場なんかを設けたらどうかというのを自分で言つております。できるだけ産炭地の振興につきましては考へていきたい。せつかくのところでございますから、私はまず水を解決し、そして離職者に対する措置の氣持を持っていただければ、お話を十分考へなければならぬ点だと思つて、私は

積極的に、内閣で特別の方法を考えるよう指示してきておりますし、また今後もその推進力になる考えであるのであります。

離職者の再雇用の問題、三公社五現業はもちろん、その他の官庁においてもできるだけのことをいたすようにいたしたいと思ひます。お話の点非常に参考になりますし、非常に力を得た次第でございます。どうぞ今後とも御協力、御推進のほどお願いいたします。

○上林山委員長 この際、委員長から政府にお尋ねをしておきたいと思ひます。第一点は、雇用促進手当の最高額は四百五十円とするも、扶養加算はそのワケ外とする。第二点は、離職加算金については二十年以上最高十万円とあるを「十五年以上最高十万円」とする等、予算の範囲内において調整するとの委員長並びに各理事間の申し合わせがございしますが、これに対する政府の見解をただしておきたいと思ひます。各大臣からお答え願ひます。

○福田国務大臣 ただいまの御説明の点につきまして、私の所管に関する限りにおきましては、委員会の趣旨を尊重して善処いたしていくつもりでございます。

○大橋国務大臣 扶養加算の問題につきましては、ただいま提案いたしておきます失業保険法の改正におきまして、保険給付の改善策の一つとして、政府といたしましては考えておるところでございます。従ひまして、ただいまお尋ねになりました御趣旨は、法案審議にあたっておられます社会労働委員会において処理されることにならうかと存じますが、その際政府といたしましては、御趣旨に十分協力いたします。

考えでございます。

○上林山委員長 他に質疑の通告もありませんので、ただいま議題となつております四法案に対する質疑は、これにて終了いたしました。

○上林山委員長 これより四法案を一括して討論に入るのでありますが、討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

まず、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案について、採決いたします。

〔賛成者起立〕

○上林山委員長 起立多数。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

次に、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案及び産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案の三案を、一括して採決いたします。

〔賛成者起立〕

○上林山委員長 起立総員。よつて、三法案はいずれも、原案の通り可決いたしました。

○上林山委員長 ただいま議決いたしました四法案のうち、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案に対して、木村守江君から附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。この際、提出者にその趣旨説明を求めます。木村守江君。

○木村(守)委員 ただいま提出されました、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の実施にあたり、産炭地域振興事業団の活用について、特段の考慮を払い、速かに産炭地域の疲弊を救済し、地域住民の期待に応え、特に事業実施の際には、炭鉱離職者を安定的に吸収することに努めるとともに、次の措置を講ずべきである。

一、政府は早急に産炭地域振興基本計画を策定し、産炭地域に政府関係事業場等の新設、民間大規模工場の誘致を積極的に推進すること。

二、産炭地域振興事業団の産炭地域振興融資枠の拡大及び貸付限度額の是正を図ること。

三、産炭地域振興事業団の業務範囲を拡大して、産炭地域振興道路の整備、小規模ダムの建設促進等の事業も行なえるよう措置すること。

四、産炭地域振興事業団のばた山処理事業の実施については、単に土地造成及び鉱害復旧用のばた供給のみに限定せず、ばた山が広く活用されるよう措置すること。

五、産炭地域に当該事業団の支所又は出張所を早急に設置すること。

が著々として進行しているものであります。が、合理化計画が進行することに伴い、石炭鉱業に依存している産炭地域の疲弊は、ますます深刻の度を加えるという宿命的なものと存ずるものであります。

かかる事態に対処し、政府はさきに産炭地域を振興する中核体として、産炭地域振興事業団を設立されたのであります。またその目的を達せず、さらに一段と産炭地域の振興をはかることが必要であると痛感いたしております。このため、産炭地域振興事業団を十分に活用することが肝要であると考へ、本決議案を提案いたしました次第であります。

次にその内容について申し上げます。第一は、産炭地域を振興するため基本となる基本計画がまだ樹立されてないことは、まことに遺憾であります。早急に基本計画を策定すべきであるというところであります。

第二は、事業団の資金等に関してであります。三十七年度の融資源五億円、一件当たりの貸付限度額四千万円で、これでは融資需要の三分の一にも満たない実情でありまして、今後ますますこの傾向が顕著となることが予想されます。よつて、事業団の融資枠を拡大するとともに、貸付限度額の是正が必要であると考えらるものであります。

第三は、事業団の業務範囲の拡大であります。さきの第四十回国会で決定した附帯決議の趣旨を十分に尊重し、さらに業務の範囲を拡大し、事業団の活用をはかるものとして、第四は、ばた山処理事業を、今回の改正案のように限定せず、広くばた山

を活用し、道路、宅地造成等にも利用できるようにすべきであるということであり、

第五は、以上の諸施策を円滑に実施するため、事業団の機構を拡充しようとするものであります。

以上が、本決議案の内容であります。何とぞ全会一致、御可決あらんことをお願い申し上げます。

○上林山委員長 これにて、趣旨説明は終わりました。

これより本動議を採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○上林山委員長 起立総員。よつて、本案に附帯決議を付するに決しました。

ただいまの附帯決議に關しまして、この際、政府の所見を求めます。福田通商産業大臣。

○福田国務大臣 ただいま産炭地域振興事業団法の一部改正案に対する附帯決議が決定されましたが、右につきましては、政府といたしましては、疲弊した産炭地域の振興については深い関心を持って、諸対策の推進を期して、

とところであります。この意味におきまして、ただいまの附帯決議につきましても、なお検討すべき問題もありませんが、政府はこの決議の御趣旨を体して善処して参る所存であります。(拍手)

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○上林山委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。
次会は公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時五十九分散会

〔参照〕

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四号）に関する報告書
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一号）に関する報告書
石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二号）に関する報告書
産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出第三号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

石炭対策特別委員会議録第四号中正誤

ページ	段	行	誤	正
二	二	六	一定の	一種の
三	二	四	いきた。	いきたい。
三	四	二	六千五百万	五千五百万
四	三	七	の安定	の安定
五	二	六	おられます	おられます
七	一	三	交付税	交付税
七	二	九	交付税	交付税
八	一	三	ということ	ということ
八	一	は	に	に
一〇	四	三	それはつき	それにつき
一〇	四	ま	しは	ましては
二五	三	と	するならば	するならば

